

業務方法書の一部改正について

1 業務方法書（平成16年5月6日通知）

（下線部変更）

新	旧
<p>(DVP 決済)</p> <p>第3条 当社が行う金融商品債務引受業及び前条の業務（以下「金融商品債務引受業等」という。）においては、DVP 参加者（第8条第1項に規定する DVP 参加者をいう。以下この章において同じ。）の間における有価証券の引渡しと金銭の支払いについて、当社が、この業務方法書（その他の規則を含む。以下第101条を除き、単に「業務方法書」という。）の定めるところにより、清算対象取引（次条に規定する清算対象取引をいう。）に基づく債務の引受けを行うことにより、当社と DVP 参加者が相互に債務を負担し、かつ債権を取得したうえで、当該債務及び債権の<u>決済</u>を行うものとする。</p> <p>2 前項の債務及び債権の<u>決済</u>（第39条の2第2項に規定する金額調整指図に基づく債務の引受けに係る債務及び債権の決済を除く。）は、この業務方法書に定めるところに従い、DVP 参加者から当社に引き渡された有価証券及び金銭並びに当該 DVP 参加者へ引き渡す予定の有価証券の額を限度として、当該 DVP 参加者への有価証券の引渡しと金銭の支払いを行うこと（以下「DVP 決済」という。）によりなされるものとする。</p> <p>3 DVP 決済に係る有価証券の引渡しについては、一般振替（株式会社証券保管振替機構（以下「機構」という。）が行う口座（機構が、社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）第12条第1項の規定に基づき、株式等の振替を行うために開設した機構加入者口座又は外国株券等保管振替決済業務を行うため</p>	<p>(DVP 決済)</p> <p>第3条 当社が行う金融商品債務引受業及び前条の業務（以下「金融商品債務引受業等」という。）においては、DVP 参加者（第8条第1項に規定する DVP 参加者をいう。以下この章において同じ。）の間における有価証券の引渡しと金銭の支払いについて、当社が、この業務方法書（その他の規則を含む。以下第95条を除き、<u>第102条まで</u>、単に「業務方法書」という。）の定めるところにより、<u>成立した</u>清算対象取引（次条に規定する清算対象取引をいう。）に基づく債務の引受けを行うことにより、当社と DVP 参加者が相互に債務を負担し、かつ債権を取得したうえで、当該債務及び債権に<u>基づき</u>有価証券の引渡しと金銭の支払いを行うものとする。</p> <p>2 前項の債務及び債権の<u>履行</u>は、この業務方法書に定めるところに従い、DVP 参加者から当社に引き渡された有価証券及び金銭並びに当該 DVP 参加者へ引き渡す予定の有価証券の額<u>の範囲内</u>を限度として、当該 DVP 参加者への有価証券の引渡し<u>を行う方式による</u>決済（以下「DVP 決済」という。）による。</p> <p>3 DVP 決済に係る有価証券の引渡しについては、一般振替（株式会社証券保管振替機構（以下「機構」という。）が行う口座（機構が、社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）第12条第1項の規定に基づき、株式等の振替を行うために開設した機構加入者口座又は外国株券等保管振替決済業務を行うため</p>

<p>に開設した口座をいう。以下同じ。)の振替(金融商品市場における取引の決済に係る振替を除く。)をいう。)又は日本銀行における<u>国債振替決済制度に基づく振替</u>により行うものとする。</p> <p>(清算対象取引)</p> <p>第4条 当社の金融商品債務引受業等の対象とする債務の起因となる取引(以下「<u>清算対象取引</u>」という。)は、<u>次の各号に掲げるもの</u>とする。</p> <p>(1) <u>有価証券の売買又はこれに基づく債務を履行するために行う有価証券及び金銭の授受</u></p> <p>(2) <u>有価証券の貸借又はこれに基づく債務を履行するために行う有価証券の授受</u></p> <p>(3) <u>有価証券の貸借に係る担保の授受又はこれに基づく債務を履行するために行う有価証券若しくは金銭の授受</u></p> <p>2 前項に規定する清算対象取引の対象とする有価証券(以下「<u>対象有価証券</u>」という。)は、<u>清算対象取引の類型ごとに次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に掲げるもの</u>とする。</p> <p>(1) <u>前項第1号に掲げる清算対象取引</u>  <u>機構の行う株式等振替業(振替法第8条に規定する振替業をいう。)</u>  <u>において取り扱われている有価証券及び機構の行う外国株券等保管振替決済業務において取り扱われている外国株券等(以下「<u>機構取扱有価証券</u>」と総称する。)</u>のうち、次のaからhまでに掲げるもの</p> <p>a～g (略)</p> <p><u>h 外国株券等</u></p> <p>(2) <u>前項第2号に掲げる清算対象取引</u></p>	<p>に開設した口座をいう。以下同じ。)の振替(金融商品市場における取引の決済に係る振替を除く。)をいう。)により行うものとする。</p> <p>(清算対象取引)</p> <p>第4条 当社の金融商品債務引受業等の対象とする債務の起因となる取引(以下「<u>清算対象取引</u>」という。)は、<u>有価証券の売買その他の当社が定める有価証券と金銭の授受を内容とする取引に基づく債務を履行するために行う有価証券及び金銭の授受</u>とする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>2 前項に規定する清算対象取引の対象とする有価証券(以下「<u>対象有価証券</u>」という。)は、<u>次の各号に掲げるもの</u>とする。</p> <p>(1) <u>機構の行う株式等振替業(振替法第8条に規定する振替業をいう。)</u>において取り扱われている有価証券のうち、次のaからgに掲げるもの。</p> <p>a～g (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(2) <u>機構の行う外国株券等保管振替決済業務において取り扱われて</u></p>
---	--

<p><u>機構取扱有価証券のうち、次の a から g までに掲げるもの</u></p> <p>a <u>株式</u></p> <p>b <u>新株予約権（非上場新株予約権を除く。）</u></p> <p>c <u>投資口</u></p> <p>d <u>優先出資</u></p> <p>e <u>投資信託受益権</u></p> <p>f <u>受益証券発行信託の受益権</u></p> <p>g <u>外国株券等</u></p> <p>(3) <u>前項第 3 号に掲げる清算対象取引</u></p> <p><u>機構取扱有価証券のうち、次の a から h までに掲げるもの及び機構取扱有価証券以外の有価証券のうち、次の i に掲げるもの</u></p> <p>a <u>株式</u></p> <p>b <u>新株予約権</u></p> <p>c <u>新株予約権付社債</u></p> <p>d <u>投資口</u></p> <p>e <u>優先出資</u></p> <p>f <u>投資信託受益権</u></p> <p>g <u>受益証券発行信託の受益権</u></p> <p>h <u>外国株券等</u></p> <p>i <u>国債証券</u></p> <p>(休業日)</p> <p>第 6 条 当社の休業日は、次に掲げる日とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>土曜日及び日曜日</u></p>	<p><u>いる外国株券等</u></p> <p>(新設)</p> <p>(休業日)</p> <p>第 6 条 当社の休業日は、次に掲げる日とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>12月31日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）</u></p>
--	--

<p>(3) <u>12月31日から翌年の1月3日までの日（前各号に掲げる日を除く。）</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(承認の基準等)</p> <p>第10条 当社は、前条の申請を行った者（以下「資格取得申請者」という。）について、次の各号に掲げる事項その他金融商品債務引受業等の運営に関して必要と認める事項すべてに適合すると認めるときは、清算資格の取得を承認するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 財務基盤</p> <p>清算資格を取得すべき期日までに、次のa又はbに掲げる区分に従い、当該a又はbに定める基準に適合すると見込まれること。</p> <p>a 金融商品取引業者（法第2条第9項に規定する金融商品取引業者のうち、法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業者をいう。以下同じ。）<u>又は証券金融会社</u></p> <p>(a) (略)</p> <p>(b) <u>純財産額（証券金融会社にあつては純資産額）が20億円以上であり、かつ、資本金の額以上であること。</u></p> <p>(c) <u>自己資本規制比率が200パーセント以上であること（証券金融会社にあつては、これに準ずる場合に該当していること。）</u></p> <p>(d) (略)</p> <p>b 金融商品取引業者及び<u>証券金融会社</u>以外の者</p> <p>(a)・(b) (略)</p> <p>(c) 銀行等（銀行、協同組織金融機関の優先出資に関する法律</p>	<p>(3) <u>土曜日及び日曜日</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(承認の基準等)</p> <p>第10条 当社は、前条の申請を行った者（以下「資格取得申請者」という。）について、次の各号に掲げる事項その他金融商品債務引受業等の運営に関して必要と認める事項すべてに適合すると認めるときは、清算資格の取得を承認するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 財務基盤</p> <p>清算資格を取得すべき期日までに、次のa又はbに掲げる区分に従い、当該a又はbに定める基準に適合すると見込まれること。</p> <p>a 金融商品取引業者（法第2条第9項に規定する金融商品取引業者のうち、法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業者をいう。以下同じ。）</p> <p>(a) (略)</p> <p>(b) 純財産額が20億円以上であり、かつ、資本金の額以上であること。</p> <p>(c) 自己資本規制比率が200パーセント以上であること。</p> <p>(d) (略)</p> <p>b 金融商品取引業者以外の者</p> <p>(a)・(b) (略)</p> <p>(c) 銀行等（銀行、協同組織金融機関の優先出資に関する法律</p>
--	---

(平成5年法律第44号)第2条第1項に規定する協同組織金融機関及び株式会社商工組合中央金庫をいう。以下同じ。)のうち、国際統一基準行、農林中央金庫及び株式会社商工組合中央金庫にあつては、次のイからハまでに該当していること(外国銀行にあつては、これに準ずる場合に該当していること)。

イ 単体及び連結普通株式等Tier1比率(農林中央金庫にあつては、単体又は連結普通出資等Tier1比率とする。以下同じ。)が4.5パーセント以上であること。

ロ・ハ (略)

(d)・(e) (略)

### (3) 業務執行体制

DVP 決済に係る当社との間の有価証券及び金銭の授受、損失の危険の管理並びに法令(法及び振替法並びにそれらの関係法令をいう。以下同じ。)、法令に基づく行政官庁の処分及びこの業務方法書の遵守に関し適切な業務執行の体制を備えていること。

2・3 (略)

(清算資格の取得手続の履行)

第11条 (略)

2 (略)

3 第1項に規定する資格取得申請者については、前条第2項の規定により当社が指定した期日の前日までDVP参加者とみなして、第17条、第18条、第21条第2項、第39条、第39条の2、第41条、第43条(第1項第1号を除く。)、第50条(第2項中の受入予定証券完了請求に係る部分を除く。)、第7章(第54条を除く。)、第8章、第11章(第72条第1項第1号及び第2号を除く。)、第13章及び第14章

(平成5年法律第44号)第2条第1項に規定する協同組織金融機関及び株式会社商工組合中央金庫をいう。以下同じ。)のうち、国際統一基準行、農林中央金庫及び株式会社商工組合中央金庫にあつては、次のイからハまでに該当していること(外国銀行にあつては、これに準ずる場合に該当していること)。

イ 単体及び連結普通株式等Tier1比率が4.5パーセント以上であること。

ロ・ハ (略)

(d)・(e) (略)

### (3) 業務執行体制

DVP 決済に係る当社との間の有価証券及び金銭の授受、損失の危険の管理及び法令(法及び振替法並びにそれらの関係法令をいう。以下同じ。)、法令に基づく行政官庁の処分、この業務方法書の遵守に関し適切な業務執行の体制を備えていること。

2・3 (略)

(清算資格の取得手続の履行)

第11条 (略)

2 (略)

3 第1項に規定する資格取得申請者については、前条第2項の規定により当社が指定した期日の前日までDVP参加者とみなして、第17条、第18条、第39条、第41条、第43条(第1項第1号を除く。)、第50条(第2項中の受入予定証券完了請求に係る部分を除く。)、第7章(第54条を除く。)、第8章、第11章(第72条第1項第1号及び第2号を除く。)、第13章及び第14章の規定を適用する。

<p>の規定を適用する。</p> <p>(役員又は他の者との共同関係若しくは支配関係)</p> <p>第16条 当社は、DVP 参加者の役員又は他の者との共同関係若しくは支配関係が当社の金融商品債務引受業等の運営に鑑みて適当でないと認めるときは、当該 DVP 参加者を審問のうえ、理由を示して、その変更を請求することができる。<u>この場合において、当該 DVP 参加者が陳述書を提出したときは、その提出をもって、審問に代えることができる。</u></p> <p>2～5 (略)</p> <p>(権利の譲渡の禁止等)</p> <p>第19条 DVP 参加者は、<u>この業務方法書に別に定める場合を除き、清算対象取引に基づく権利若しくは請求権又はこの業務方法書に基づく当社に対する権利若しくは請求権を、他の者に譲渡し、譲渡の予約をし、又は担保の目的に供することができない。</u></p> <p>(届出事項)</p> <p>第21条 (略)</p> <p><u>2 DVP 参加者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当社が定めるところにより、あらかじめ当社に届け出なければならない。</u></p> <p><u>(1) 第4条第1項第2号又は第3号に掲げる清算対象取引に基づく債務を当社に引き受けさせる業務を始めようとする場合</u></p> <p><u>(2) 前号に規定する清算対象取引に基づく債務を当社に引き受けさせる業務を廃止しようとする場合</u></p> <p>(資料提出又は調査)</p>	<p>(役員又は他の者との共同関係若しくは支配関係)</p> <p>第16条 当社は、DVP 参加者の役員又は他の者との共同関係若しくは支配関係が当社の金融商品債務引受業等の運営に鑑みて適当でないと認めるときは、当該 DVP 参加者を審問のうえ、理由を示して、その変更を請求することができる。<u>ただし、当該 DVP 参加者が陳述書を提出したときは、その提出をもって、審問に代えることができる。</u></p> <p>2～5 (略)</p> <p>(権利の譲渡の禁止等)</p> <p>第19条 DVP 参加者は、この業務方法書に基づく当社に対する権利又は請求権を、他の者に譲渡し、譲渡の予約をし、又は担保の目的に供することができない。</p> <p>(届出事項)</p> <p>第21条 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(資料提出又は調査)</p>
--	---

第23条 当社は、DVP 参加者によるこの業務方法書の遵守の状況の調査のため必要があると認めるときその他当社の金融商品債務引受業等の運営上必要があると認めるときは、DVP 参加者に対し、その理由を示して、当該 DVP 参加者の当社の金融商品債務引受業等に係る事業若しくは財産に関して参考となるべき報告若しくは資料の提出を請求し、又は当社の職員をして当該 DVP 参加者の事業若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

(清算資格の喪失申請者に係る債務の引受けの停止)

第27条 (略)

2 当社は、資格喪失申請者が、その喪失と同時に、清算資格を取得する者又は清算資格を有する者に合併され、分割により事業を承継させ又は事業を譲渡する等の場合で、当該資格喪失申請者の未履行債務につきあらかじめ履行させる必要がないと認めるときは、前項の規定にかかわらず、当該資格喪失申請者を当事者とする清算対象取引に基づく債務の引受けの全部又は一部を停止しないことができる。

(DVP 参加者の業務方法書違反等に係る措置)

第30条 (略)

2 (略)

3 当社は、DVP 参加者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、当該 DVP 参加者を審問のうえ、その事由の消滅するまで、当該 DVP 参加者を当事者とする清算対象取引に基づく債務の引受けの全部又は一部の停止を行うことができる。

(1)・(2) (略)

(3) 金融商品取引業者について、自己資本規制比率が120パーセ

第23条 当社は、DVP 参加者によるこの業務方法書の遵守の状況の調査のため必要があると認めるときその他当社の金融商品債務引受業等の運営上必要があると認めるときは、当該 DVP 参加者に対し、その理由を示して、当該 DVP 参加者の当社の金融商品債務引受業等に係る事業又は財産に関して参考となるべき報告若しくは資料の提出を請求し、又は当社の職員をして当該 DVP 参加者の事業若しくは財産の状況又は帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

(清算資格の喪失申請者に係る債務の引受けの停止)

第27条 (略)

2 当社は、資格喪失申請者が、その喪失と同時に、清算資格を取得する者若しくは清算資格を有する者に合併され、分割により事業を承継させ若しくは事業を譲渡する等の場合で、当該資格喪失申請者の未履行債務につきあらかじめ履行させる必要がないと認めるときは、前項の規定にかかわらず、当該資格喪失申請者を当事者とする清算対象取引に基づく債務の引受けの全部又は一部を停止しないことができる。

(DVP 参加者の業務方法書違反等に係る措置)

第30条 (略)

2 (略)

3 当社は、DVP 参加者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、当該 DVP 参加者を審問のうえ、その事由の消滅するまで、当該 DVP 参加者を当事者とする清算対象取引に基づく債務の引受けの全部又は一部の停止を行うことができる。

(1)・(2) (略)

(3) 金融商品取引業者について、自己資本規制比率が120パーセ

<p>ントを下回ったとき (<u>証券金融会社</u>にあつては、これに準ずる場合に該当したとき。)</p> <p>(4) ~ (7) (略)</p> <p>4・5 (略)</p> <p>(有価証券等清算取次ぎの対象取引)</p> <p>第36条 DVP 参加者が行うことができる有価証券等清算取次ぎの対象取引は、<u>次の各号に掲げるもの</u>とする。</p> <p>(1) <u>有価証券の売買に基づく債務を履行するために行う有価証券及び金銭の授受</u></p> <p>(2) <u>有価証券の貸借に基づく債務を履行するために行う有価証券の授受</u></p> <p>(3) <u>有価証券の貸借に係る担保の授受に基づく債務を履行するために行う有価証券又は金銭の授受</u></p> <p>(委託の際の特定事項)</p> <p>第37条 DVP 参加者は、前条に規定する有価証券等清算取次ぎを受託する場合には、その顧客から、あらかじめ、一の清算対象取引ごとに次の各号に掲げる事項について特定を受けていることを確認するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 対象有価証券<u>又は金銭</u>の受取り又は引渡しとの区別</p> <p>(3) 対象有価証券の銘柄及び数量<u>又は金額</u></p> <p>(4) <u>当該清算対象取引において授受される金銭の額</u> (以下「決済価額」という。)</p> <p>(5) 対象有価証券及び決済価額を授受する日 (休業日を除く。以下</p>	<p>ントを下回ったとき。</p> <p>(4) ~ (7) (略)</p> <p>4・5 (略)</p> <p>(有価証券等清算取次ぎの対象取引)</p> <p>第36条 DVP 参加者が行うことができる有価証券等清算取次ぎの対象取引は、<u>第4条第1項に定める清算対象取引</u>とする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(委託の際の特定事項)</p> <p>第37条 DVP 参加者は、前条に規定する有価証券等清算取次ぎを受託する場合には、その顧客から、あらかじめ、一の清算対象取引ごとに次の各号に掲げる事項について特定を受けていることを確認するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 対象有価証券の受取り又は引渡しとの区別</p> <p>(3) 対象有価証券の銘柄及び数量</p> <p>(4) <u>対象有価証券の引渡しの対価となる金銭の額</u> (以下「決済価額」という。)</p> <p>(5) 対象有価証券及び決済価額を授受する日 (<u>第6条第1項各号及</u></p>
---	---



「決済日」という。)

(DVP 決済指図に基づく債務の引受けの申込み)

第39条 DVP 参加者は、当社の金融商品債務引受業等として行う清算対象取引に基づく債務を当社に引き受けさせようとする場合 (次条第1項に定める場合を除く。) には、一の清算対象取引ごとに、当該清算対象取引において対象有価証券の引渡しの債務を負担する DVP 参加者 (以下「渡方 DVP 参加者」という。) 及び当該清算対象取引の相手方となる DVP 参加者 (以下「受方 DVP 参加者」という。) は、当社に対し債務の引受けの申込みを行わなければならない。

2 前項の場合において、第4条第1項第2号に掲げる清算対象取引に基づく債務及び当該清算対象取引に係る同項第3号に掲げる清算対象取引 (担保である金銭の差入れ又は返戻に係るものに限る。) に基づく債務を同時に当社に引き受けさせようとする場合並びに同一の清算対象取引に係る同項第3号に掲げる清算対象取引 (担保である有価証券の差入れ又は返戻に係るものに限る。) 及び同号に掲げる清算対象取引 (担保である金銭の返戻又は差入れに係るものに限る。) に基づく相対立する債務を同時に当社に引き受けさせようとする場合は、かかる二つの清算対象取引を一の清算対象取引とみなしてこの業務方法書を適用する。

3 第1項に規定する当社への申込みは、次の各号に掲げる事項を内容とし、決済照合システムを経由して渡方 DVP 参加者及び受方 DVP 参加者が当社に対して共同して行う一の通知であって、かつ、第2号及び第3号に掲げる事項が発生した時点において決済照合システムにより生成されるもの (以下、かかる通知のうち、第4条第1項第1号に掲げる清算対象取引に基づく債務を当社に引き受けさせることを目的とする

び第2項に規定する休業日及び臨時休業日を除く日とする。以下「決済日」という。)

(債務の引受けの申込み)

第39条 DVP 参加者は、当社の金融商品債務引受業等として行う清算対象取引に基づく債務を当社に引き受けさせようとする場合には、一の清算対象取引ごとに、当該清算対象取引において対象有価証券の引渡しの債務を負担する DVP 参加者 (以下「渡方 DVP 参加者」という。) 及び当該清算対象取引の相手方となる DVP 参加者 (以下「受方 DVP 参加者」という。) は、当社に対し債務の引受けの申込みを行わなければならない。

(新設)

2 前項に規定する当社への申込みは、次の各号に掲げる事項を内容とする、決済照合システムを経由して渡方 DVP 参加者及び受方 DVP 参加者が当社に対して共同して行う一の通知であって、かつ、第2号及び第3号に掲げる事項が発生した時点において決済照合システムにより生成されるもの (以下「DVP 決済指図」という。) により行うものとする。

<p><u>ものを「売買 DVP 決済指図」といい、同項第 2 号に掲げる清算対象取引に基づく債務及び当該清算対象取引に係る同項第 3 号に掲げる清算対象取引（担保である金銭の差入れ又は返戻に係るものに限る。）に基づく債務を同時に当社に引き受けさせることを目的とするものを「貸株 DVP 決済指図」という。）により行うものとする。</u></p> <p>(1) 当社へ債務の引受けを申し込む清算対象取引の内容のうち次の a から e までに掲げる事項</p> <p>a・b (略)</p> <p>c 対象有価証券の銘柄及び数量又は金額</p> <p>d・e (略)</p> <p>(2) 決済照合システムにおいて両当事者の間で当該清算対象取引に係る決済条件（前号 a から e までに掲げる事項を含むものに限る。）の照合が一致したこと。</p> <p>(3) (略)</p> <p>4 <u>前項の規定にかかわらず、第 1 項に規定する当社への申込みであって、同一の清算対象取引に係る第 4 条第 1 項第 3 号に掲げる清算対象取引（担保である有価証券の差入れ又は返戻に係るものに限る。）及び同号に掲げる清算対象取引（担保である金銭の返戻又は差入れに係るものに限る。）であって、第 2 項の規定により一の清算対象取引とみなされるものに係るものは、当社へ債務の引受けを申し込む清算対象取引の内容のうち次の各号に掲げる事項を内容とし、機構が行う株式等振替等に関する業務を処理するシステム（以下「株式等振替システム」という。）を経由して渡方 DVP 参加者及び受方 DVP 参加者が当社に対して共同して行う一の指図であって、かつ、第 5 9 条の 2 第 1 項の規定に基づき相手先の指定がなされた担保指定証券（以下「相手先指定担保指定証券」という。）の預託に係る受方 DVP 参加者の承認が行われた時点において</u></p>	<p>(1) 当社へ債務の引受けを申し込む清算対象取引の内容のうち次の a から e に掲げる事項</p> <p>a・b (略)</p> <p>c 対象有価証券の銘柄及び数量</p> <p>d・e (略)</p> <p>(2) 決済照合システムにおいて両当事者の間で当該清算対象取引に係る決済条件（前号 a から e に掲げる事項を含むものに限る。）の照合が一致したこと。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(新設)</p>
--	---

<p><u>株式等振替システムにより生成されるもの（以下「担保指定証券 DVP 決済指図」という。）により行うものとする。</u></p> <p><u>(1) 清算対象取引の当事者となる渡方 DVP 参加者及び受方 DVP 参加者の名称</u></p> <p><u>(2) 渡方 DVP 参加者口座及び受方 DVP 参加者口座</u></p> <p><u>(3) 対象有価証券の銘柄及び数量又は金額</u></p> <p><u>(4) 決済価額（当該相手先指定担保指定証券の数量に決済日の2日前（休業日を除外する。以下日数計算において同じ。）の日における当社が定める時価を乗じた額とする。）</u></p> <p><u>(5) 決済日</u></p> <p><u>5 当社が売買 DVP 決済指図、貸株 DVP 決済指図及び担保指定証券 DVP 決済指図（以下「DVP 決済指図」と総称する。）を受領する時限は、当社が別に定めるところによる。</u></p> <p><u>（金額調整指図に基づく債務の引受けの申込み）</u></p> <p><u>第39条の2 DVP 参加者は、第4条第1項第3号に掲げる清算対象取引（担保である金銭の授受に係るものに限り、貸株 DVP 決済指図及び担保指定証券 DVP 決済指図に係るものを除く。）に基づく債務を当社に引き受けさせようとする場合には、一の清算対象取引ごとに、当該清算対象取引において金銭の支払債務を負担する DVP 参加者（以下「支払方 DVP 参加者」という。）及び当該清算対象取引の相手方となる DVP 参加者（以下「受取方 DVP 参加者」という。）は、当社に対し債務の引受けの申込みを行わなければならない。</u></p> <p><u>2 前項に規定する当社への申込みは、当社へ債務の引受けを申し込む清算対象取引の内容のうち次の各号に掲げる事項を内容とし、株式等振替システムを経由して支払方 DVP 参加者及び受取方 DVP 参加者が当社</u></p>	<p><u>3 当社が前項の DVP 決済指図を受領する時限は、当該清算対象取引に係る決済日の午後1時50分までとする。</u></p> <p style="text-align: right;">（新設）</p>
--	---

<p><u>に対して共同して行う一の指図であって、かつ、当社が定める時点（以下「金額調整指図受領時点」という。）において株式等振替システムにより生成されるもの（以下「金額調整指図」という。）により行うものとする。</u></p> <p><u>（１） 清算対象取引の当事者となる支払方 DVP 参加者及び受取方 DVP 参加者の名称</u></p> <p><u>（２） 決済価額（株式等振替システムに金額調整データ（前項に規定する清算対象取引の決済価額を算出する基礎となるデータであって、株式等振替システムにおける所定の入力項目を備えるものをいう。以下同じ。）を入力した DVP 参加者の相手方となる DVP 参加者により承認された金額調整データに係る調整金額の合計額であって、株式等振替システムが金額調整指図受領時点において算出する額とする。）</u></p> <p><u>（３） 決済日</u></p> <p><u>3 株式等振替システムに金額調整データを入力した DVP 参加者は、金額調整指図受領時点までの間、当該金額調整データを取り消すことができる。ただし、当該清算対象取引の相手方となる DVP 参加者が当該金額調整データを承認した後には、当該相手方となる DVP 参加者の承認を得なければ、当該金額調整データを取り消すことができない。</u></p> <p>（債務の引受け）</p> <p>第40条 <u>次の各号に掲げる清算対象取引は、当社が当該清算対象取引に係る DVP 決済指図又は金額調整指図を受領したときに、渡方 DVP 参加者及び受方 DVP 参加者又は支払方 DVP 参加者及び受取方 DVP 参加者の間に、両者の合意に基づき成立したものとみなす。ただし、当該清算対象取引は、当該清算対象取引の決済日において、振替実行時限までの間又は金額調整指図受領時点から金額調整実行時限までの間に当該</u></p>	<p>（債務の引受け）</p> <p>第40条 清算対象取引は、当社が当該清算対象取引に係る DVP 決済指図を受領したときに、渡方 DVP 参加者及び受方 DVP 参加者の間に、両者の合意に基づき成立したものとみなす。ただし、当該清算対象取引は、当該清算対象取引の決済日において、振替実行時限までの間に当該清算対象取引が振替実行条件（第45条第1項に規定する振替実行条件をいう。以下第44条第3項第2号までにおいて同じ。）を充足した時</p>
---	--

<p>清算対象取引が振替実行条件（第45条第1項に規定する振替実行条件をいう。以下第44条までにおいて同じ。）を充足した時点で効力を生じるものとする。</p> <p><u>(1) 有価証券の売買に基づく債務を履行するために行う有価証券及び金銭の授受</u></p> <p><u>(2) 有価証券の貸借に基づく債務を履行するために行う有価証券の授受</u></p> <p><u>(3) 有価証券の貸借に係る担保の授受に基づく債務を履行するために行う有価証券又は金銭の授受</u></p> <p>2 <u>当社が金融商品債務引受業等として行う債務の引受けは、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定めるところによる。</u></p> <p><u>(1) DVP 決済指図に基づく債務の引受け</u>  清算対象取引ごとに、当該清算対象取引がその決済日において振替実行時限までの間に振替実行条件を充足した時点において、当社は、<u>渡方 DVP 参加者が受方 DVP 参加者に対して負担する対象有価証券の引渡債務を免責的に引き受け、同時に、当該渡方 DVP 参加者は、当社により引き受けられた対象有価証券の引渡債務と同一内容の債務を新たに当社に対し負担し、かつ、当社は、清算対象取引における受方 DVP 参加者がその相手方である渡方 DVP 参加者に対して負担する決済価額に係る支払債務を免責的に引き受け、同時に、当該受方 DVP 参加者は、当社により引き受けられた決済価額に係る支払債務と同一内容の支払債務を新たに当社に対して負担するものとする。</u></p> <p><u>(2) 金額調整指図に基づく債務の引受け</u>  清算対象取引ごとに、当該清算対象取引がその決済日において金額調整指図受領時点から金額調整実行時限までの間に振替実行条件を充足した時点において、当社は、<u>支払方 DVP 参加者が受取方 DVP</u></p>	<p>点で効力を生じるものとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>2 <u>清算対象取引ごとに、前項ただし書の規定により当該清算対象取引が効力を生じた時点において、当社は、渡方 DVP 参加者が受方 DVP 参加者に対して負担する対象有価証券の引渡債務を免責的に引き受け、同時に、当該渡方 DVP 参加者は、当社により引き受けられた対象有価証券の引渡債務と同一内容の債務を新たに当社に対し負担し、かつ、当社は、清算対象取引における受方 DVP 参加者がその相手方である渡方 DVP 参加者に対して負担する決済価額に係る支払債務を免責的に引き受け、同時に、当該受方 DVP 参加者は、当社により引き受けられた決済価額に係る支払債務と同一内容の支払債務を新たに当社に対して負担するものとする。</u></p>
---	--

<p><u>参加者に対して負担する決済価額に係る支払債務を免責的に引き受け、同時に、当該支払方 DVP 参加者は、当社により引き受けられた決済価額に係る支払債務と同一内容の支払債務を新たに当社に対して負担するものとする。</u></p> <p>3 <u>前2項の振替実行時限及び金額調整実行時限は、当社が別に定めるところによる。</u></p> <p>4 <u>DVP 参加者は、清算対象取引について第2項の規定により債務の引受けが行われたときは、当該清算対象取引及びその債務の引受けに係る無効、取消、解除その他一切の抗弁を当社に対して主張することができない。</u></p> <p style="text-align: center;">(削る)</p> <p>(債務の引受けの申込みの取消し)</p> <p>第41条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>当社が DVP 決済指図の取消しを受領する時限は、当社が別に定めるところによる。</u></p> <p>4 (略)</p> <p>5 <u>第39条の2に規定する債務の引受けの申込みは、同条第3項に定める場合を除き、取り消すことができない。</u></p> <p>(証券振替の実行)</p> <p>第42条 DVP 参加者は、当社が第40条第2項第1号の規定により当</p>	<p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>3 DVP 参加者は、清算対象取引について前項の規定により債務の引受けが行われたときは、当該清算対象取引及びその債務の引受けに係る無効、取消、解除その他一切の抗弁を当社に対して主張することができない。</p> <p>4 <u>第1項の振替実行時限は、午後2時とする。ただし、清算対象取引に係る対象有価証券について、機構が振替実行時限前の時刻で機構が認められた時刻までに限り、振替の請求を認めることとした場合には、当該時刻を振替実行時限とする。</u></p> <p>(債務の引受けの申込みの取消し)</p> <p>第41条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>第39条第3項の規定は、DVP 決済指図の取消しを受領する時限について準用する。</u></p> <p>4 (略)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(証券振替の実行)</p> <p>第42条 DVP 参加者は、当社が第40条第2項の規定により当該 DVP</p>
---	--

<p>該 DVP 参加者を渡方 DVP 参加者として清算対象取引に基づく債務の引受けを行う時点で、当該 DVP 参加者が新たに当社にその債務を負担した対象有価証券の引渡し（以下「証券振替の実行」という。）を行わなければならない。</p> <p>2 前項の証券振替の実行は、DVP 振替請求（第44条第1項に規定する DVP 振替請求をいう。）に基づき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により行うものとする。</p> <p><u>(1) 売買 DVP 決済指図又は貸株 DVP 決済指図に係る証券振替の実行</u>  <u>渡方 DVP 参加者口座から当社が機構に開設した当社の口座（以下「機構 DVP 口座」という。）への振替</u></p> <p><u>(2) 担保指定証券 DVP 決済指図のうち、機構取扱有価証券を対象有価証券とするものに係る証券振替の実行</u>  <u>渡方 DVP 参加者口座に係るものとして当社が管理する機構 DVP 口座残高のうち次条第1項第2号に規定する担保指定証券残高の減少記録及び受方 DVP 参加者口座に係るものとして当社が管理する機構 DVP 口座残高のうち同項第1号に規定する受入予定証券残高の増加記録</u></p> <p><u>(3) 担保指定証券 DVP 決済指図のうち、国債証券を対象有価証券とするものに係る証券振替の実行</u>  <u>渡方 DVP 参加者に係るものとして当社が管理する国債 DVP 口座（当社が日本銀行に開設した当社の口座をいう。以下同じ。）残高のうち次条第1項第2号に規定する担保指定証券残高の減少記録及び受方 DVP 参加者に係るものとして当社が管理する国債 DVP 口座残高のうち同項第1号に規定する受入予定証券残高の増加記録</u></p>	<p>参加者を渡方 DVP 参加者として清算対象取引に基づく債務の引受けを行う時点で、当該 DVP 参加者が新たに当社にその債務を負担した対象有価証券の引渡し（以下「証券振替の実行」という。）を行わなければならない。</p> <p>2 前項の証券振替の実行は、DVP 振替請求（第44条第1項に規定する DVP 振替請求をいう。）による渡方 DVP 参加者口座から当社が機構に開設した当社の口座（以下「DVP 口座」という。）への振替により行うものとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>
---	--

<p>3 <u>この業務方法書の振替に係る規定は、前項第2号及び第3号に定める方法について準用する。</u></p> <p>(DVP 口座)</p> <p>第43条 当社は、<u>機構 DVP 口座</u>については <u>DVP 参加者及びその口座</u>ごとに、<u>国債 DVP 口座</u>については <u>DVP 参加者ごとに</u>、次の各号に掲げる種類に区分して帳簿により管理を行うものとする。</p> <p>(1) 受入予定証券残高（当該 DVP 参加者を受方 DVP 参加者とし、当該口座を受方 DVP 参加者口座とする清算対象取引に基づく債務の引受けに伴う証券振替の実行により、<u>DVP 口座（機構 DVP 口座及び国債 DVP 口座をいう。以下同じ。）</u>に振替が行われたことに起因する残高をいう。以下同じ。）</p> <p>(2) 担保指定証券残高（第59条の規定に従い、当該 DVP 参加者から当社に第58条第1項に規定する担保指定証券の預託が行われたことに起因する残高をいう。以下同じ。）</p> <p>2 当社は、DVP 参加者から<u>機構取扱有価証券に関する担保指定証券</u>の預託の際に、第59条第1項の規定により当該 DVP 参加者から振替対象証券残高（第45条第1項に規定する振替対象証券残高をいう。）の対象外とする旨の申告を受けたときは、前項第2号の担保指定証券残高について、当該申告に係る残高とそれ以外の残高（以下「振替対象担保指定証券残高」という。）を帳簿において区分して管理するものとする。</p> <p>3 DVP 参加者が機構の定めるところに従い機構に対して対象有価証券に係る口座の保留残高の設定（変更を含む。以下この条において同じ。）を行った場合には、同時に、当社は、当該保留残高を限度として、<u>機構 DVP 口座のうち当該 DVP 参加者の当該口座に係る受入予定証券残高</u></p>	<p>(新設)</p> <p>(DVP 口座)</p> <p>第43条 当社は、DVP 口座について、<u>DVP 参加者及びその口座</u>ごとに、次の各号に掲げる種類に区分して帳簿により管理を行うものとする。</p> <p>(1) 受入予定証券残高（当該 DVP 参加者を受方 DVP 参加者とし、当該口座を受方 DVP 参加者口座とする清算対象取引に基づく債務の引受けに伴う証券振替の実行により、<u>渡方 DVP 参加者口座から DVP 口座</u>に振替が行われたことに起因する残高をいう。以下同じ。）</p> <p>(2) 担保指定証券残高（第59条第1項の規定に従い、当該 DVP 参加者から当社に第58条第1項に規定する担保指定証券の預託が行われたことに起因する残高をいう。以下同じ。）</p> <p>2 当社は、DVP 参加者から担保指定証券の預託の際に、第59条第1項の規定により当該 DVP 参加者から振替対象証券残高（第45条第1項に規定する振替対象証券残高をいう。）の対象外とする旨の申告を受けたときは、前項第2号の担保指定証券残高について、当該申告に係る残高（以下「振替対象外担保指定証券残高」という。）とそれ以外の残高（以下「振替対象担保指定証券残高」という。）を帳簿において区分して管理するものとする。</p> <p>3 DVP 参加者が機構の定めるところに従い機構に対して対象有価証券に係る口座の保留残高の設定（変更を含む。以下この条において同じ。）を行った場合には、同時に、当社は、当該保留残高を限度として、<u>DVP 口座のうち当該 DVP 参加者の当該口座に係る受入予定証券残高及び振</u></p>
--	---



(当社が貸株担保分として管理する受入予定証券に係る残高を除く。)  
及び振替対象担保指定証券残高を対象とする保留残高の設定を行うこととする。この場合において、機構 DVP 口座において保留残高の対象となっている残高（以下「実保留残高」という。）については、機構の定めるところに従い、当該 DVP 参加者の当該口座における実保留残高として取り扱う。

(DVP 振替請求)

第44条 当社は、DVP 決済指図を受領して、その内容を確認したときは、当該 DVP 決済指図に係る証券振替の実行のため、直ちに機構に対し、当社が定めるところにより、渡方 DVP 参加者に代わり DVP 振替請求（当該 DVP 決済指図に係る対象有価証券の引渡しの数量について、当該 DVP 決済指図に係る清算対象取引が振替実行条件を充足した時に行われる振替の請求をいう。以下同じ。）を行うものとする。

2 当社は、前項の DVP 振替請求（担保指定証券 DVP 決済指図に基づく DVP 振替請求を除く。）に併せて、機構に対し、機構 DVP 口座から当該渡方 DVP 参加者口座への振替の請求を行うものとする。この場合において、当該振替の請求は、当該 DVP 振替請求に係る清算対象取引が振替実行条件を充足した時点における当該 DVP 振替請求に基づき機構が振り替えるべき口座残高から渡方 DVP 参加者口座の残高（機構の定めるところに従い、区分管理証券として指定されている残高及び実保

替対象担保指定証券残高を対象とする保留残高の設定を行うこととする。この場合において、DVP 口座において保留残高の対象となっている残高（以下「実保留残高」という。）については、機構の定めるところに従い、当該 DVP 参加者の当該口座における実保留残高として取り扱う。

(DVP 振替請求)

第44条 当社は、DVP 決済指図を受領して、その内容を確認したときは、当該 DVP 決済指図に係る証券振替の実行のため、直ちに機構に対し、当社が定めるところにより、渡方 DVP 参加者に代わり 渡方 DVP 参加者口座から DVP 口座への振替の請求（当該 DVP 決済指図に係る対象有価証券の引渡しの数量について、当該 DVP 決済指図に係る清算対象取引が振替実行条件 (次条第1項に規定する振替実行条件をいう。次項において同じ。) を充足した時に、口座簿（振替口座簿又は外国株券等振替口座簿をいう。以下同じ。）に、当該渡方 DVP 参加者口座に係る所要の記載をし、かつ、DVP 口座に係る所要の記載をすることを条件とする振替の請求をいう。以下「DVP 振替請求」という。）を行うものとする。

2 当社は、前項の DVP 振替請求 に併せて、機構に対し、DVP 口座から当該渡方 DVP 参加者口座への振替の請求を行うものとする。この場合において、当該振替の請求は、当該 DVP 振替請求に係る清算対象取引が振替実行条件を充足した時点における当該 DVP 振替請求に基づき機構が振り替えるべき口座残高から渡方 DVP 参加者口座の残高（機構の定めるところに従い、区分管理証券として指定されている残高及び実保留残高を除く。第50条第2項において同じ。）を控除した数量につい

留残高を除く。第50条第2項において同じ。)を控除した数量について、当社の定める順序及び数量で当該渡方 DVP 参加者から第49条第1項に規定する受入予定証券完了請求及び第58条第5項に規定する担保指定証券解除請求が行われたものとみなして、口座簿(振替口座簿又は外国株券等振替口座簿をいう。以下同じ。)への所要の記載の直前に、口座簿に、機構 DVP 口座に係る所要の記載をし、かつ、当該渡方 DVP 参加者口座に係る所要の記載を行うことを条件とするものとする。

3 (略)

(振替実行条件)

第45条 当社が清算対象取引に基づく債務の引受けを行うために清算対象取引ごとに充足すべき条件(以下「振替実行条件」という。)については、次の各号に掲げる区分ごとに、当該各号に定める条件を内容とするものとする。ただし、金額調整指図に基づく債務の引受けに係る振替実行条件は、第2号b及びcに定めるものに限る。

(1) 対象有価証券の残高に係る条件

a (略)

b 渡方 DVP 参加者の振替対象証券残高(次の(a)及び(b)に掲げる残高の合計残高から(c)及び(d)に掲げる残高の合計残高を控除した残高をいうものとする。以下同じ。)が、当該清算対象取引に係る DVP 振替請求により振り替えられるべき口座残高以上あること。

(a) (略)

(b) 前(a)の渡方 DVP 参加者口座の受入予定証券残高(当社が貸株担保分として管理する受入予定証券に係る残高を除く。)及び振替対象担保指定証券残高

て、当社の定める順序及び数量で当該渡方 DVP 参加者から第49条第1項に規定する受入予定証券完了請求及び第58条第5項に規定する担保指定証券解除請求が行われたものとみなして、前項に規定する口座簿への所要の記載の直前に、口座簿に、DVP 口座に係る所要の記載をし、かつ、当該渡方 DVP 参加者口座に係る所要の記載を行うことを条件とするものとする。

3 (略)

(振替実行条件)

第45条 当社が清算対象取引に基づく債務の引受けを行うために清算対象取引ごとに充足すべき条件(以下「振替実行条件」という。)については、次の各号に掲げる区分ごとに、当該各号に定める条件を内容とするものとする。

(1) 対象有価証券の残高に係る条件

a (略)

b 渡方 DVP 参加者の振替対象証券残高(次の(a)及び(b)に掲げる残高の合計残高から(c)及び(d)に掲げる残高の合計残高を控除した残高をいうものとする。以下同じ。)が、当該清算対象取引に係る DVP 振替請求により振り替えられるべき口座残高以上あること。

(a) (略)

(b) 前(a)の渡方 DVP 参加者口座の受入予定証券残高及び振替対象担保指定証券残高

<p>(c)・(d) (略)</p> <p>(2) リスク管理に係る条件 (一の清算対象取引につき、第40条第2項の規定による債務の引受けを行ったと仮定して、当社が計算して得た値に基づく次のaからcまでに定める条件をいう。以下同じ。)</p> <p>a (略)</p> <p>b 受方 DVP 参加者 <u>(金額調整指図に基づく債務の引受けにあっては、支払方 DVP 参加者。次のcにおいて同じ。)</u> ごとの余裕値が負の数とならないこと。</p> <p>c (略)</p> <p>2 <u>振替実行条件は、次の各号に掲げる区分に従い、清算対象取引の決済日において、当該各号に定める期間、随時計算されるものとする。</u></p> <p>(1) <u>DVP 決済指図に基づく債務の引受けに係る振替実行条件</u> 当社が、機構に対し当該清算対象取引に係る DVP 決済指図に基づく DVP 振替請求を行ってから振替実行時限までの間</p> <p>(2) <u>金額調整指図に基づく債務の引受けに係る振替実行条件</u> 当該清算対象取引に係る金額調整指図受領時点から金額調整実行時限までの間</p> <p>3～5 (略)</p> <p>(実行済通知)</p> <p>第47条 当社は、清算対象取引が振替実行条件を充足したことにより当社が引き受けた債務の内容及び証券振替の実行の結果について、当該清算対象取引の渡方 DVP 参加者及び受方 DVP 参加者又は支払方 DVP 参加者及び受取方 DVP 参加者に通知するものとする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(c)・(d) (略)</p> <p>(2) リスク管理に係る条件 (一の清算対象取引につき、第40条第2項の規定による債務の引受けを行ったと仮定して、当社が計算して得た値に基づく次のaからcに定める条件をいう。以下同じ。)</p> <p>a (略)</p> <p>b 受方 DVP 参加者ごとの余裕値が負の数とならないこと。</p> <p>c (略)</p> <p>2 <u>振替実行条件は、清算対象取引の決済日において、当社が、機構に対し当該清算対象取引に係る DVP 決済指図に基づく DVP 振替請求を行ってから振替実行時限までの間、随時計算されるものとする。</u></p> <p>3～5 (略)</p> <p>(実行済通知)</p> <p>第47条 当社は、清算対象取引が振替実行条件を充足したことにより当社が引き受けた債務の内容及び証券振替の実行の結果について、当該清算対象取引の渡方 DVP 参加者及び受方 DVP 参加者に通知するものとする。</p> <p>2 (略)</p>
--	--

(証券振替の完了)

第48条 第40条第2項第1号の規定により当社が債務を引き受けた受方 DVP 参加者への対象有価証券の引渡し（以下「証券振替の完了」という。）は、当該受方 DVP 参加者ごとに次の各号のいずれかに該当したことを条件として、当社が、当該条件（以下「振替完了条件」という。）の充足を確認した場合に行うものとする。

(1)・(2) (略)

2 前項の証券振替の完了は、振替完了条件を充足した時点における当該受方 DVP 参加者ごとの受入予定証券残高につき、DVP 口座から受方 DVP 参加者口座への振替により行うものとする。この場合における機構又は日本銀行に対する振替の請求は、当社が行うものとする。

(受入予定証券完了請求)

第49条 (略)

2 受入予定証券完了請求に基づく証券振替の完了は、当該受入予定証券完了請求に係る数量につき、DVP 口座から受方 DVP 参加者口座への振替により行うものとする。この場合における機構又は日本銀行に対する振替の請求は、当社が行うものとする。

(充当振替請求)

第50条 当社は、DVP 参加者の口座について、他の口座（機構 DVP 口座を除く。）への振替の請求、口座の有価証券の数量に応じた有価証券の交付の請求又は区分管理証券の指定の請求（以下「振替・交付・指定請求」という。）が機構に対して行われた際に、併せて、機構に対し、機構 DVP 口座から当該 DVP 参加者の口座への振替の請求（以下「充当振替請求」という。）を行うものとする。

(証券振替の完了)

第48条 第40条第2項の規定により当社が債務を引き受けた受方 DVP 参加者への対象有価証券の引渡し（以下「証券振替の完了」という。）は、当該受方 DVP 参加者ごとに次の各号のいずれかに該当したことを条件として、当社が、当該条件（以下「振替完了条件」という。）の充足を確認した場合に行うものとする。

(1)・(2) (略)

2 前項の証券振替の完了は、振替完了条件を充足した時点における当該受方 DVP 参加者ごとの受入予定証券残高につき、DVP 口座から受方 DVP 参加者口座への振替により行うものとする。この場合における機構に対する振替の請求は当社が行うものとする。

(受入予定証券完了請求)

第49条 (略)

2 受入予定証券完了請求に基づく証券振替の完了は、当該受入予定証券完了請求に係る数量につき、DVP 口座から受方 DVP 参加者口座への振替により行うものとする。この場合における機構に対する振替の請求は、当社が行うものとする。

(充当振替請求)

第50条 当社は、DVP 参加者の口座について、他の口座（DVP 口座を除く。）への振替の請求、口座の有価証券の数量に応じた有価証券の交付の請求又は区分管理証券の指定の請求（以下「振替・交付・指定請求」という。）が機構に対して行われた際に、併せて、機構に対し、DVP 口座から当該 DVP 参加者の口座への振替の請求（以下「充当振替請求」という。）を行うものとする。

2 前項の充当振替請求は、当該振替・交付・指定請求が対象有価証券の残高に係る条件を充足した時に、当該振替・交付・指定請求に基づき機構が振り替えるべき、交付すべき又は指定すべき口座残高の数量から当該 DVP 参加者の口座の残高を控除した数量について、機構 DVP 口座から当該 DVP 参加者の口座への振替を行った際の当該 DVP 参加者ごとの余裕値が負の数にならないときに、当社の定める順序及び数量で当該 DVP 参加者から受入予定証券完了請求及び第 5 8 条第 5 項に規定する担保指定証券解除請求が行われたものとみなして、当該振替・交付・指定請求に係る口座簿への所要の記載の直前に、口座簿に、機構 DVP 口座に係る所要の記載をし、かつ、当該 DVP 参加者の口座に係る所要の記載を行うことを条件とするものとする。

3 (略)

(参加者基金所要額)

第 5 1 条 (略)

2 前項の参加者基金所要額は、DVP 参加者ごとに、当社が別に定めるところを除き、毎月の末日（休業日に当たるときは、順次繰り上げる。）を基準日として計算し、当該基準日から起算して 6 日目の日（以下「適用日」という。）から適用するものとする。

3・4 (略)

(担保指定証券の預託)

第 5 8 条 (略)

2 前項の担保指定証券の種類は、機構取扱有価証券及び国債証券とする。

2 前項の充当振替請求は、当該振替・交付・指定請求が対象有価証券の残高に係る条件を充足した時に、当該振替・交付・指定請求に基づき機構が振り替えるべき、交付すべき又は指定すべき口座残高の数量から当該 DVP 参加者の口座の残高を控除した数量について、DVP 口座から当該 DVP 参加者の口座への振替を行った際の当該 DVP 参加者ごとの余裕値が負の数にならないときに、当社の定める順序及び数量で当該 DVP 参加者から受入予定証券完了請求及び第 5 8 条第 5 項に規定する担保指定証券解除請求が行われたものとみなして、当該振替・交付・指定請求に係る口座簿への所要の記載の直前に、口座簿に、DVP 口座に係る所要の記載をし、かつ、当該 DVP 参加者の口座に係る所要の記載を行うことを条件とするものとする。

3 (略)

(参加者基金所要額)

第 5 1 条 (略)

2 前項の参加者基金所要額は、DVP 参加者ごとに、当社が別に定めるところを除き、毎月の末日（休業日に当たるときは、順次繰り上げる。）を基準日として計算し、当該基準日から起算して 6 日目（休業日を除外する。以下日数計算において同じ。）の日（以下「適用日」という。）から適用するものとする。

3・4 (略)

(担保指定証券の預託)

第 5 8 条 (略)

2 前項の担保指定証券の種類は、第 4 条第 2 項に規定する対象有価証券（以下「機構取扱有価証券」という。）その他当社が定める機構取扱有

3・4 (略)

5 DVP参加者は、当社に対し当該DVP参加者の担保指定証券残高(相手先指定担保指定証券に係る残高を除く。)を限度として、当該残高と同種、同量の有価証券の返還に係る請求(以下「担保指定証券解除請求」という。)を行うことができる。この場合において、当社は、担保指定証券解除請求に係る返還をした際における当該DVP参加者ごとの余裕値が負の数にならない場合に限り、その返還を行うものとする。

(担保指定証券の預託及び返還方法)

第59条 担保指定証券のうち機構取扱有価証券に関する担保指定証券の預託及び担保指定証券残高の返還(次項において「担保指定証券の預託等」という。)は、DVP参加者の口座と機構DVP口座の間の振替により行うものとする。この場合の振替は、次の各号に定めるところによるものとする。

(1) 担保指定証券の預託については、当該DVP参加者から機構に対し、機構DVP口座における担保指定証券残高となる当該DVP参加者の口座の区分を指定した振替の請求(以下「担保指定証券振替請求」という。)を行うことによる。この場合において、当該DVP参加者は、担保指定証券振替請求を行う際に、当社に対し振替対象証券残高の対象外とする旨の申告を行うことができる(相手先指定担保指定証券が預託された場合は、当該相手先指定担保指定証券について振替対象証券残高の対象外とする旨の申告が行われたものとみなす。)

(2) (略)

2 担保指定証券のうち国債証券に関する担保指定証券の預託等は、当社が定めるところにより行うものとする。

価証券以外の有価証券とする。

3・4 (略)

5 DVP参加者は、当社に対し当該DVP参加者の担保指定証券残高を限度として、当該残高と同種、同量の有価証券の返還に係る請求(以下「担保指定証券解除請求」という。)を行うことができる。この場合において、当社は、担保指定証券解除請求に係る返還をした際における当該DVP参加者ごとの余裕値が負の数にならない場合に限り、その返還を行うものとする。

(担保指定証券の預託及び返還方法)

第59条 担保指定証券のうち機構取扱有価証券に関する担保指定証券の預託及び担保指定証券残高の返還(以下次項において「担保指定証券の預託等」という。)は、DVP参加者の口座とDVP口座の間の振替により行うものとする。この場合の振替は、次の各号に定めるところによるものとする。

(1) 担保指定証券の預託については、当該DVP参加者から機構に対し、DVP口座における担保指定証券残高となる当該DVP参加者の口座の区分を指定した振替の請求(以下「担保指定証券振替請求」という。)を行うことによる。この場合において、当該DVP参加者は、担保指定証券振替請求を行う際に、当社に対し振替対象証券残高の対象外とする旨の申告を行うことができる。

(2) (略)

2 担保指定証券のうち機構取扱有価証券以外の有価証券に関する担保指定証券の預託等は、当社が定めるところにより行うものとする。

(相手先を指定する担保指定証券の預託)

第59条の2 DVP参加者は、第4条第1項第3号に掲げる清算対象取引(担保が有価証券であるものに限る。)のため、第58条第1項に規定する担保指定証券をDVP決済により当該清算対象取引の相手方となるDVP参加者に引き渡そうとする場合には、当該担保指定証券を当社に預託するに当たり、当該相手先をあらかじめ指定し、かつ、当該相手方となるDVP参加者から承認を得なければならない。

2 相手先指定担保指定証券を預託したDVP参加者は、当社に対し、当該DVP参加者ごとの余裕値が負の数にならない場合に限り、当該清算対象取引の相手方となるDVP参加者の承認を得て、当該担保指定証券の預託の取消しに係る請求を行うことができる。この場合における機構又は日本銀行に対する振替の請求は、当社が行うものとする。

3 相手先指定担保指定証券が預託された場合において、振替実行時限までの間に当該清算対象取引が振替実行条件を充足しなかったときは、当社は、当該DVP参加者に係る証券振替の完了の時点(一の決済日に係るすべての清算対象取引が振替実行条件を充足しなかった場合にあっては、当該清算対象取引が振替実行条件を充足していれば当社が振替完了条件の充足を確認した時点)において、当該担保指定証券の預託を取り消すものとする。

(決済価額支払債務)

第63条 当社は、DVP参加者ごとに、第40条第2項の規定により、DVP参加者から免責的に引き受けたことにより負担する当該DVP参加者に対する決済価額に係る支払債務及び当該DVP参加者が当社に対して新たに負担する決済価額に係る支払債務と同一内容の支払債務(以

(新設)

(決済価額支払債務)

第63条 当社は、DVP参加者ごとに、第40条第2項の規定により、当該DVP参加者を渡方DVP参加者として受方DVP参加者から免責的に引き受けたことにより負担する当該DVP参加者に対する決済価額に係る支払債務及び当該DVP参加者を受方DVP参加者として当該DVP

<p>下、これらの支払債務を「決済価額支払債務」と総称する。)について、当社又は当該 DVP 参加者が決済価額支払債務を負担する都度、差引計算し、残額を得るものとする。この場合において、当該差引計算における対当額相当額については自動的に弁済され、当該 DVP 参加者と当社との間における一の残額の決済価額支払債務に新たに置き換わるものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(決済促進送金)</p> <p>第 6 4 条 DVP 参加者は、決済日の午前 9 時から<u>最終振替実行時限(振替実行時限のうち決済日における最も遅い時限のものをいう。以下同じ。)</u>までの間において、参加者決済額に係る支払債務その他当社に対する債務の履行を確保するための金銭として、当社に決済促進送金を預託することができる。</p> <p>2 DVP 参加者は、決済日の午前 9 時から<u>最終振替実行時限</u>までの間において、当社への決済促進送金の預託残高(以下「決済促進送金預託残高」という。)について、その全部又は一部の額の返還に係る請求(以下「決済促進送金返還請求」という。)を行うことができる。この場合において、当社は、決済促進送金返還請求に係る返還をした際の当該 DVP 参加者ごとの余裕値が負の数にならず、かつ差引支払額が当該 DVP 参加者の差引支払限度額を超過することにならない場合に限り、その返還を行うこととする。</p> <p>3 <u>最終振替実行時限</u>における決済促進送金預託残高に係る当社の返還債務は、第 6 6 条第 1 項に規定する参加者決済額の計算により、すべて履行されたものとする。</p>	<p>参加者が当社に対して新たに負担する決済価額に係る支払債務と同一内容の支払債務(以下、これらの支払債務を「決済価額支払債務」と総称する。)について、当社又は当該 DVP 参加者が決済価額支払債務を負担する都度、差引計算し、残額を得るものとする。この場合において、当該差引計算における対当額相当額については自動的に弁済され、当該 DVP 参加者と当社との間における一の残額の決済価額支払債務に新たに置き換わるものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(決済促進送金)</p> <p>第 6 4 条 DVP 参加者は、決済日の午前 9 時から振替実行時限までの間において、参加者決済額に係る支払債務その他当社に対する債務の履行を確保するための金銭として、当社に決済促進送金を預託することができる。</p> <p>2 DVP 参加者は、決済日の午前 9 時から振替実行時限までの間において、当社への決済促進送金の預託残高(以下「決済促進送金預託残高」という。)について、その全部又は一部の額の返還に係る請求(以下「決済促進送金返還請求」という。)を行うことができる。この場合において、当社は、決済促進送金返還請求に係る返還をした際の当該 DVP 参加者ごとの余裕値が負の数にならず、かつ差引支払額が当該 DVP 参加者の差引支払限度額を超過することにならない場合に限り、その返還を行うこととする。</p> <p>3 振替実行時限における決済促進送金預託残高に係る当社の返還債務は、第 6 6 条第 1 項に規定する参加者決済額の計算により、すべて履行されたものとする。</p>
--	---



<p>4 (略)</p> <p>(決済促進送金の預託及び返還方法)</p> <p>第65条 決済促進送金の預託及び決済促進送金預託残高の返還(前条第3項に規定する最終振替実行時限における決済促進送金預託残高の返還を除く。次項において同じ。)は、当社が日本銀行当座預金取引に係るDVP参加者の当座勘定(あらかじめDVP参加者が当社に指定した一の本支店の当座勘定に限る。以下単に「DVP参加者の当座勘定」という。)と日本銀行当座預金取引に係る当社の当座勘定(以下単に「当社の当座勘定」という。)の間の振替により行うものとする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(参加者決済額の計算)</p> <p>第66条 当社は、DVP参加者ごとに、決済日の最終振替実行時限において、その時点における当該DVP参加者と当社との間の決済価額支払債務に係る残額と、当該DVP参加者の決済促進送金預託残高について、差引計算し、残額を得るものとする(以下、当該残額を「参加者決済額」という。)。この場合において、当該差引計算における対当額相当額については自動的に弁済され、当該DVP参加者と当社との間における一の残額債務又は一の残額債権に新たに置き換わるものとする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(資金決済時限)</p> <p>第67条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、決済銀行指定参加者及び第74条第1号に定める方法により計算した決済銀行受払額の授受を行う旨を指定した</p>	<p>4 (略)</p> <p>(決済促進送金の預託及び返還方法)</p> <p>第65条 決済促進送金の預託及び決済促進送金預託残高の返還(前条第3項に規定する振替実行時限における決済促進送金預託残高の返還を除く。次項において同じ。)は、当社が日本銀行当座預金取引に係るDVP参加者の当座勘定(あらかじめDVP参加者が当社に指定した一の本支店の当座勘定に限る。以下単に「DVP参加者の当座勘定」という。)と日本銀行当座預金取引に係る当社の当座勘定(以下単に「当社の当座勘定」という。)の間の振替により行うものとする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(参加者決済額の計算)</p> <p>第66条 当社は、DVP参加者ごとに、決済日の振替実行時限において、その時点における当該DVP参加者と当社との間の決済価額支払債務に係る残額と、当該DVP参加者の決済促進送金預託残高について、差引計算し、残額を得るものとする(以下、当該残額を「参加者決済額」という。)。この場合において、当該差引計算における対当額相当額については自動的に弁済され、当該DVP参加者と当社との間における一の残額債務又は一の残額債権に新たに置き換わるものとする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(資金決済時限)</p> <p>第67条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、決済銀行指定参加者及び第74条第1号に定める方法により計算した決済銀行受払額の授受の授受を行う旨を指</p>
---	---

決済銀行が DVP 参加者である場合の当該 DVP 参加者（以下この条及び次条において「決済銀行指定参加者等」という。）については、一の決済銀行指定参加者等に係る決済銀行の決済銀行受払額（あらかじめ決済銀行ごとに指定した方法により計算した決済銀行受払額であって、当該決済銀行受払額の計算に当該決済銀行指定参加者等の参加者決済額を含むものに限る。以下この条及び次条において同じ。）が支払額である場合には、当該決済銀行指定参加者等は決済銀行をして当社への当該決済銀行受払額の支払いを午後 3 時 10 分までに、一の決済銀行指定参加者等に係る決済銀行の決済銀行受払額が受取額である場合には、当社は決済銀行への当該決済銀行受払額の支払いを午後 3 時 30 分までの時刻において当社が定めるところにより、行うものとする。

（決済銀行への参加者決済額の通知等）

第 79 条 当社は、最終振替実行時限終了後、速やかに、決済銀行に対し、次の各号に掲げる内容について通知するものとする。

（1）・（2） （略）

2～4 （略）

（決済不履行の場合における措置）

第 82 条 当社は、DVP 参加者が参加者決済額に係る支払債務その他この業務方法書に基づく当社に対する債務を履行しないとき又はそのおそれがあると認めるとき（決済銀行指定参加者については、当該決済銀行指定参加者が指定する決済銀行により不承認通知又は追加不承認通知が行われた場合を含む。）は、当社が必要と認める範囲において当社が必要と認める期間、当該 DVP 参加者を当事者とする清算対象取引に基づく債務の引受けの停止並びに当社が当該 DVP 参加者の決済促進送

定した決済銀行が DVP 参加者である場合の当該 DVP 参加者（以下この条及び次条において「決済銀行指定参加者等」という。）については、一の決済銀行指定参加者等に係る決済銀行の決済銀行受払額（あらかじめ決済銀行ごとに指定した方法により計算した決済銀行受払額であって、当該決済銀行受払額の計算に当該決済銀行指定参加者等の参加者決済額を含むものに限る。以下この条及び次条において同じ。）が支払額である場合には、当該決済銀行指定参加者等は決済銀行をして当社への当該決済銀行受払額の支払いを午後 3 時 10 分までに、一の決済銀行指定参加者等に係る決済銀行の決済銀行受払額が受取額である場合には、当社は決済銀行への当該決済銀行受払額の支払いを午後 3 時 30 分までの時刻において当社が定めるところにより、行うものとする。

（決済銀行への参加者決済額の通知等）

第 79 条 当社は、振替実行時限終了後、速やかに、決済銀行に対し、次の各号に掲げる内容について通知するものとする。

（1）・（2） （略）

2～4 （略）

（決済不履行の場合における措置）

第 82 条 当社は、DVP 参加者が参加者決済額に係る支払債務その他この業務方法書に基づく当社に対する債務を履行しないとき又はそのおそれがあると認めるとき（決済銀行指定参加者については、当該決済銀行指定参加者が指定する決済銀行により不承認通知又は追加不承認通知が行われた場合を含む。）は、当社が必要と認める範囲において当社が必要と認める期間、当該 DVP 参加者を当事者とする清算対象取引に基づく債務の引受けの停止並びに当社が当該 DVP 参加者の決済促進送

金預託残高の返還、参加者基金預託残高の返還、担保指定証券残高の返還及び証券振替の完了の停止（以下「債務引受停止等の措置」と総称する。）を行うことができる。

2 （略）

（期限の利益の喪失）

第83条 （略）

2・3 （略）

4 DVP 参加者が決済日における午前9時から最終振替実行時限までの間に第1項又は第2項の規定により期限の利益を喪失した場合には、当該 DVP 参加者について最終振替実行時限が到来したものとみなして第66条を適用する。

（一括清算）

第84条 DVP 参加者について、破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始、清算開始又は特別清算開始の申立て又は通告（以下「一括清算事由」という。）があった場合において、当該 DVP 参加者が一括清算事由発生の時点において差引支払参加者であり、かつ、当該 DVP 参加者の参加者決済額に係る支払債務の額が当該 DVP 参加者の参加者基金預託残高を超えるときは、当該 DVP 参加者と当社との間に存在するすべての金銭支払返還債務（DVP 参加者の参加者決済額に係る支払債務及び当該支払債務に起因する第70条第2項及び第91条の規定により当該 DVP 参加者が負担する支払債務（以下「DVP 参加者の参加者決済額に係る支払債務等」という。）並びに当該 DVP 参加者に対する当社の参加者基金預託残高の返還債務をいう。以下同じ。）及び有価証券引渡返還債務（当該 DVP 参加者に対する当社の担保指定証券残高の返還債務

金預託残高の返還、参加者基金預託残高の返還、担保指定証券残高の返還及び証券振替の完了の停止（以下、総称して「債務引受停止等の措置」という。）を行うことができる。

2 （略）

（期限の利益の喪失）

第83条 （略）

2・3 （略）

4 DVP 参加者が決済日における午前9時から振替実行時限までの間に第1項又は第2項の規定により期限の利益を喪失した場合には、当該 DVP 参加者について振替実行時限が到来したものとみなして第66条を適用する。

（一括清算）

第84条 DVP 参加者について、破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始、清算開始又は特別清算開始の申立て又は通告（以下「一括清算事由」という。）があった場合において、当該 DVP 参加者が一括清算事由発生の時点において差引支払参加者であり、かつ、当該 DVP 参加者の参加者決済額に係る支払債務の額が当該 DVP 参加者の参加者基金預託残高を超えるときは、当該 DVP 参加者と当社との間に存在する全ての金銭支払返還債務（DVP 参加者の参加者決済額に係る支払債務及び当該支払債務に起因する第70条第2項及び第91条の規定により当該 DVP 参加者が負担する支払債務（以下「DVP 参加者の参加者決済額に係る支払債務等」という。）並びに当該 DVP 参加者に対する当社の参加者基金預託残高の返還債務をいう。以下同じ。）及び有価証券引渡返還債務（当該 DVP 参加者に対する当社の担保指定証券残高の返還債務及

<p>及び証券振替の完了に係る対象有価証券の引渡債務をいう。以下同じ。)の一括清算事由発生時における債務不履行評価額を合算して得られる純合計額が、当該 DVP 参加者に対する当社の一の債務又は当社に対する当該 DVP 参加者の一の債務となるものとする。</p> <p>2～5 (略)</p> <p>(差引計算)</p> <p>第85条 (略)</p> <p>2 前項の場合において、債務の充当の順序については、次の各号に定めるところによるものとする。ただし、当社が当社の債権保全の観点から必要と認める場合はこの限りでない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) この業務方法書に基づく当社の当該 DVP 参加者に対する債務のうち金銭支払返還債務により、この業務方法書に基づく当該 DVP 参加者の参加者決済額に係る支払債務<del>すべて</del>を消滅させるに足りない場合に、当社は、有価証券引渡返還債務について、次に掲げる順序に従い、その残額債務を消滅させるに必要な範囲で充当するものとする。</p> <p>a・b (略)</p> <p>3～8 (略)</p> <p>(確保資産の処分)</p> <p>第86条 当社は、DVP 参加者が<u>第84条又は前条</u>の適用を受けたときは、当該 DVP 参加者の担保指定証券残高又は受入予定証券残高と同種、同量の有価証券について、<u>これらの</u>規定により返還債務又は引渡債務が消滅した範囲で、金融商品市場における売却その他当社が適当と認める</p>	<p>び証券振替の完了に係る対象有価証券の引渡債務をいう。以下同じ。)の一括清算事由発生時における債務不履行評価額を合算して得られる純合計額が、当該 DVP 参加者に対する当社の一の債務又は当社に対する当該 DVP 参加者の一の債務となるものとする。</p> <p>2～5 (略)</p> <p>(差引計算)</p> <p>第85条 (略)</p> <p>2 前項の場合において、債務の充当の順序については、次の各号に定めるところによるものとする。ただし、当社が当社の債権保全の観点から必要と認める場合はこの限りでない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) この業務方法書に基づく当社の当該 DVP 参加者に対する債務のうち金銭支払返還債務により、この業務方法書に基づく当該 DVP 参加者の参加者決済額に係る支払債務<del>全て</del>を消滅させるに足りない場合に、当社は、有価証券引渡返還債務について、次に掲げる順序に従い、その残額債務を消滅させるに必要な範囲で充当するものとする。</p> <p>a・b (略)</p> <p>3～8 (略)</p> <p>(確保資産の処分)</p> <p>第86条 当社は、DVP 参加者が<u>前2条</u>の適用を受けたときは、当該 DVP 参加者の担保指定証券残高又は受入予定証券残高と同種、同量の有価証券について、<u>前2条</u>の規定により返還債務又は引渡債務が消滅した範囲で、金融商品市場における売却その他当社が適当と認める方法による換</p>
--	---

<p>方法による換価又は担保供与を行うことができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>(損失負担金)</p> <p>第87条 (略)</p> <p>2 <u>本条及び次条の不履行参加者に係る渡方DVP参加者とは、不履行発生日又はその前日（期限の利益の喪失が当社の休業日に発生した場合又は当社が不履行参加者について第90条の適用を認めた場合に限る。以下単に「不履行発生日」という。）において、当該不履行参加者を受方DVP参加者とする清算対象取引（振替実行条件を充足して当社がその債務を引き受けたものに限る。以下この項及び次項において同じ。）を行った渡方DVP参加者及び当該不履行参加者を支払方DVP参加者とする清算対象取引を行った受取方DVP参加者をいうものとする。</u></p> <p>3 第1項の損失負担金の額は、不履行損失の額を、不履行参加者に係る渡方DVP参加者ごとに、当該不履行参加者を受方DVP参加者又は支払方DVP参加者とする清算対象取引の決済価額の合計額で按分した額とする。</p> <p>4 (略)</p> <p>(口座系の利用申請)</p> <p>第92条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 DVP参加者は、前項の利用申請において、当社の定めるところにより、次の各号（第5号については、第21条第2項第1号の規定に基づき届出を行ったDVP参加者（同項第2号の規定に基づき届出を行ったDVP参加者を除く。）に限る。）に掲げる事項について指定しなければならない。</p>	<p>価又は担保供与を行うことができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>(損失負担金)</p> <p>第87条 (略)</p> <p>2 <u>前項の不履行参加者に係る渡方DVP参加者とは、不履行発生日又はその前日（期限の利益の喪失が当社の休業日に発生した場合又は当社が不履行参加者について第90条の適用を認めた場合に限る。以下単に「不履行発生日」という。）において、当該不履行参加者を受方DVP参加者とする清算対象取引（振替実行条件を充足して当社がその債務を引き受けたものに限る。次項において同じ。）を行った渡方DVP参加者をいうものとする。</u></p> <p>3 第1項の損失負担金の額は、不履行損失の額を、不履行参加者に係る渡方DVP参加者ごとに、当該不履行参加者を受方DVP参加者とする清算対象取引の決済価額の合計額で按分した額とする。</p> <p>4 (略)</p> <p>(口座系の利用申請)</p> <p>第92条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 DVP参加者は、前項の利用申請において、当社の定めるところにより、次の各号に掲げる事項について指定しなければならない。</p>
--	--

<p>ならない。</p> <p>(1) ~ (4) (略)</p> <p><u>(5) 一の口座系に属する口座のうち機構が定める質権口又は質権信託口について、当該口座系とは別の口座系において、機構取扱有価証券を対象有価証券とする第39条第4項に規定する清算対象取引に関するリスク管理に係る条件及び振替完了条件の充足並びに当社との間の金銭の授受を行うことができるようにする場合は、その旨。</u></p> <p>4 (略)</p> <p>(口座系の特例)</p> <p>第94条 清算対象取引の渡方 DVP 参加者と受方 DVP 参加者 <u>(金額調整指図に基づく債務の引受けに係る清算対象取引の場合にあっては、支払方 DVP 参加者と受取方 DVP 参加者)</u> の双方又は一方が口座系利用 DVP 参加者である場合の清算対象取引について、次の表の上欄に掲げる規定 (この業務方法書において引用する場合を含む。) を適用する場合には、これらの規定の同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>	<p>(1) ~ (4) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>4 (略)</p> <p>(口座系の特例)</p> <p>第94条 清算対象取引の渡方 DVP 参加者と受方 DVP 参加者の双方又は一方が口座系利用 DVP 参加者である場合の清算対象取引について、次の表の上欄に掲げる規定 (この業務方法書において引用する場合を含む。) を適用する場合には、これらの規定の同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>
---	--

第42条 第2項第 3号	渡方 DVP参 加者	渡方DVP参加者（渡方DVP参加者が口座系利 用DVP参加者である場合には、渡方DVP参加 者が指定した口座系）	(新設)	(新設)	(新設)
	受方 DVP参 加者	受方DVP参加者（受方DVP参加者が口座系利 用DVP参加者である場合には、受方DVP参加 者が指定した口座系）		(新設)	(新設)
第45条 第1項第 2号	(略)		第45条 第1項第 2号	(略)	
	支払方 DVP参 加者	支払方DVP参加者（支払方DVP参加者が口座 系利用DVP参加者である場合には、支払方DVP 参加者が指定した口座系）		(新設)	(新設)
	差引支払 限度額 （次条に 規定する 差引支払 限度額を いう。）	差引支払限度額（次条に規定する差引支払限度 額をいう。受方DVP参加者（金額調整指図に基 づく債務の引受けにあつては、支払方DVP参加 者。以下この項において同じ。）が口座系利用 DVP参加者である場合には、差引支払限度額に、 第92条第3項第3号の規定により当該受方 DVP参加者が指定した差引支払限度額に係る配 分比率を乗じて得た額をいう。第64条第2項 において同じ。）	差引支払 限度額 （次条に 規定する 差引支払 限度額を いう。）	差引支払限度額（次条に規定する差引支払限度 額をいう。受方DVP参加者が口座系利用DVP 参加者である場合には、差引支払限度額に、第 92条第3項第3号の規定により当該受方 DVP参加者が指定した当該受方DVP参加者 口座の属する口座系の差引支払限度額に係る 配分比率を乗じて得た額をいう。第64条第2 項において同じ。）	
(略)			(略)		
2 口座系利用DVP参加者については、次の表の上欄に掲げる規定（こ の業務方法書において引用する場合を含む。）を適用する場合には、こ れらの規定の同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる 字句に読み替えるものとする。			2 口座系利用DVP参加者については、次の表の上欄に掲げる規定（こ の業務方法書において引用する場合を含む。）を適用する場合には、こ れらの規定の同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる 字句に読み替えるものとする。		
第43条第 1項	国債DVP口座に ついてはDVP参	国債DVP口座についてはDVP参加者 の口座系ごと	(新設)	(新設)	(新設)

	加者ごと				
		(略)			(略)
第59条の 2第2項	当該DVP参加者 ごと	当該口座系利用DVP参加者の口座系 ごと	(新設)	(新設)	(新設)
		(略)			(略)
3・4 (略)			3・4 (略)		
(時限の臨時変更)			(決済時限の臨時変更)		
第95条 当社は、必要があると認めるときは、この業務方法書に定める時限を臨時に変更することができる。この場合において、当社は、この業務方法書に別に定めるところを除くほか、あらかじめその旨をDVP参加者に通知するものとする。			第95条 当社は、必要があると認めるときは、この業務方法書が別に定めるところを除くほか、当社とDVP参加者の間の履行時限を臨時に変更することができる。この場合において、当社は、あらかじめその旨をDVP参加者に通知するものとする。		

## 2 附 則

- 1 第10条、第11条、第21条第2項（同項を適用する範囲に限り、同項が引用する第4条第1項第2号及び第3号を含む。）及び第92条第3項（同項を適用する範囲に限り、同項が引用する第4条第1項第3号を含む。）の改正規定は、平成25年11月1日から施行する。
- 2 前項に規定する改正規定以外の改正規定は、平成26年1月6日から施行する。ただし、第4条第1項第2号及び第3号に掲げる清算対象取引に係る債務の引受けは、平成26年1月8日から行う。
- 3 機構が運営するシステムの稼働に支障が生じたことにより、改正後の規定により当社が債務の引受けを行うことができない又はそのおそれがあると当社が認める場合には、前項に規定する改正規定は、平成26年1月7日以後の当社が定める日から施行する。この場合において、前項ただし書に規定する清算対象取引に係る債務の引受けは、当該当社が定める日から起算して3日目の日から行う。